

中国税務速報

2018年10月22日

1. 財政部 税務総局 民政部による公益性寄贈の税前控除資格の関連問題に関する補足通知

公益性寄贈の税前控除資格の管理の規範化のため、今回公益性寄贈の税前控除資格に関する行政処分について以下の通知を行います。

- 1) 「財政部 国家税務総局 民政部による公益性寄贈の税前控除の関連問題に関する通知」（財税〔2008〕160号）と「財政部 国家税務総局による公益性大衆団体を通じる公益性寄贈の税前控除の関連問題に関する通知」（財税〔2009〕124号）のうち、「行政処分」は、税務機関と登録管理機関からの行政処分（警告若しくは一回当たり1万元以下の罰金を除きます）を指します。
- 2) 本通知は公布の日から執行します。本通知を執行する以前に公益性寄贈の税前控除資格が確認されなかった公益性社会組織については、本通知の規定により執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3776635/content.html>

2. 財政部 税務総局 商務部 税関総署による越境電子商取引総合試験区域貨物の小売り・輸出の税收政策に関する通知

越境電子商取引の健全、迅速な発展と貿易新業態・新パターンの養成のため、今回越境電子商取引総合試験区域（以下、総合試験区域と略称します）内の越境電子商取引の貨物の小売り・輸出（以下、電子商取引輸出と略称します）の関連税收政策について以下の通知を行います。

- 1) 総合試験区域電子商取引輸出企業が有効な仕入証明をもらわない貨物を輸出し、同時に以下の条件に適合する場合、増値税と消費税の免税政策を試行します。
 - (1) 電子商取引輸出企業は総合試験区域に登録し、登記住所の越境電子商取引のオンライン総合サービスプラットフォームに輸出期日、貨物名称、数量単位、数量、単価、金額を登録します。
 - (2) 輸出貨物に対して総合試験区域所在地の税関を通じて電子商取引輸出申告手続きを行います。
 - (3) 輸出貨物は財政部と税務総局が国务院の決定により輸出戻し（免）税を廃止した貨物ではありません。
- 2) 各総合試験区域の建設指導グループ弁公室と商務主管部門は部門間の交流・協力と関連政策の実行を推進し、電子商取引輸出統計監視システムの構築を加速し、越境電子商取引の健全、迅速な発展を促進する必要があります。
- 3) 税関総署は定期的に電子商取引輸出商品申告リストの電子情報を税務総局に伝送します。各総合試験区域税務機関は税務総局が整理した輸出商品申告リスト電子情報により、輸出貨物の免税管理を強化します。具体的な免税管理方法は省級税務部門商財政、商務部門から制定されます。
- 4) 本通知の総合試験区域は、国务院から批准を受けた越境電子商取引総合試験区域を指します。本通知の電子商取引輸出企業は、自社で電子商取引販売プラットフォームを構築し、若しくは第三者の電子商取引プラットフォームを利用して電子商取引輸出を展開する企業・個人事業主を指します。
- 5) 本通知は2018年10月1日から執行します。具体的な期日は輸出商品申告リストで明記した輸出期日に準じます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3766983/content.html>

3. 財政部 税務総局 科技部による研究開発費用の税前加算控除比率の向上に関する通知

企業の研究開発に対する投資の増加を促進し、科学技術イノベーションを支持するため、今回企業の研究開発費用の税前加算控除比率の関連問題について以下の通知を行います。

1) 企業が研究開発活動に実際に発生した研究開発費用について、無形資産とせず当期損益に計上する場合、規定により事実に基づいて控除する上に、2018年1月1日から2020年12月31日まで、実際発生額の75%により税前加算控除します。無形資産として計上する場合、上述の期間に無形資産原価の175%により税前償却します。

2) 企業が研究開発費用の税前加算控除政策を享受するその他の政策基準と管理要求を「財政部 国家税務総局 科技部による研究開発費用の税前加算控除政策の完全化に関する通知」（財税〔2015〕119号）、「財政部 税務総局 科技部による企業が境外を委託する研究開発費用の税前加算控除政策の関連問題に関する通知」（財税〔2018〕64号）、「国家税務総局による企業研究開発費用の税前加算控除政策の関連問題に関する通知」（国家税務総局公告2015年第97号）などの文書により執行します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3754895/content.html>

4. 財政部 税務総局による基本養老保険基金の関連投資業務の税收政策に関する通知

今回全国社会保障基金理事会（以下、「社保基金会」と略称します）が受託して投資した基本養老保険基金（以下、「養老基金」と略称します）の関連投資業務の税收政策について以下の通知を行います。

1) 社保基金会及び養老基金投資管理機関が国务院の批准の投資範囲内で、養老基金で投資する過程の中に、ローンサービスを提供して収受した利息の全額及び利息性質の収入と金融商品譲渡収入について、増徴税を免除します。

2) 社保基金会及び養老基金投資管理機関が国务院の批准の投資範囲内で、養老基金で投資し収受した養老基金に所属する投資収入について、企業所得税の非課税所得とします。養老基金投資管理機関、養老基金信託管理機関が養老基金管理活動に従事したことによる収入について、税法の規定により企業所得税を徴収します。

3) 社保基金会及び養老基金投資管理機関が養老基金で証券を売買して納付する印紙税について、徴収後に還付します。養老基金が保有する証券について、養老基金証券口座間の振り替えは、印紙税の徴収範囲に所属せず、印紙税を徴収しません。社保基金会及び養老基金投資管理機関が管理する養老基金が非上場企業の株式を譲渡する場合、社保基金会及び養老基金投資管理機関の印紙税を免除します。

4) 本通知は公布の日から執行します。本通知を公布する以前に発生した養老保険基金の関連投資業務について、本通知の規定を適用し、関連税金を納付しなかった場合、本通知により執行します。納付した関連税金は還付しません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3759328/content.html>